



# 2026年 子どもの食 応援ボックス

(イメージ)

セーブ・ザ・チルドレンは、おかねがなくて たべるものが かえずに こまっている 子どもたちのために、おこめなど たべるものを とどけます。

## — もうしこみのしかた —

もうしこみのために 大切なことが 書かれています。かならず 読んでください。

●なつやすみに 5,000家族、ふゆやすみに 5,000家族に とどけます。

※もうしこみをした人が 多いときは、抽選で とどける人を 選びます。

※もうしこみの時に なつやすみ分を 希望するか、ふゆやすみ分を 希望するか(それとも両方を 希望するか)、質問します。

●誰が もうしこめますか： つぎの 1~3の すべてが あてはまる家族です。

(1) 日本にすんでいる(日本の国籍でない、在留が不安定な人も もうしこめます)

(2) 0~18才未満の 子どもを育てている(2026年4月1日で 17才の子どもまで)

※18才以上で 高校に 通っている 子どもがいる 家族は 対象になることがあります。問い合わせてください。

(3) 2026年に 住民税の所得割が 非課税の家族か 収入が目安以内の家族

## <収入の目安>

家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人
1年間の収入	204.4万円 より少ない	221.6万円 より少ない	271.6万円 より少ない	321.6万円 より少ない	370.4万円 より少ない
1か月の収入	17.03万円 くらい	18.46万円 くらい	22.63万円 くらい	26.8万円 くらい	30.87万円 くらい

●**どんな書類が必要ですか**

もうしこむためには、以下の書類を写真で撮るか スキャンして 提出してください。

※どの書類もない場合は、問い合わせてください。

◆**1つだけで もうしこみができる書類**

(1) **有効期限内の 全部支給の児童扶養手当証**

<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 80px; margin: 0 auto; padding: 2px;">みほん</div> 児童扶養手当証書  ○○市		証書番号 _____ 受給者氏名 _____ 生年月日 _____ 住所 _____ 手当月額 _____ 支払対象児童数 _____ 支給開始年月 _____ 支払金融機関 _____  年 月 日 ○○市長
有効期限	年 月 日	

(2) **家族全員分の名前と生年月日が書かれた 生活保護受給者証**

生活保護受給証			世帯構成			
世帯主	住所	東京都千代田区○○	氏名	性別	続柄	生年月日
	氏名	山田 一郎				
発行者						
連絡先						
交付年月日	○年	○月	○日	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 80px; margin: 0 auto; padding: 2px;">みほん</div>		
有効期限	○年	○月	○日			

受給者の方へ  
 ・この受給証をなくしたり、記載事項に変更があった時は、すぐに福祉事務所へ連絡してください。  
 ・生活保護を受けなくになったときや停止されたとき、または有効期限が満了したときはすぐに福祉事務所へお返しください。

(3) **仮放免許可証(保護者の人数分と 子ども1名分)**

※ふたり親の場合は、ふたり分の 仮放免許可書を 提出してください。

◆2つで もうしこみができる書類

※「Aの1-3 どれか1つ」と「Bの 1-4 どれか1つ」、あわせて2つ必要です。

A(1-3どれか1つ)

1. 令和8年(2026年)度の 非課税証明書

※ふたり親の場合は、ふたり分を提出してください。

**みほん**

**令和8年度 非課税証明書**

住所	東京都千代田区内神田2-8-4
氏名	山田 花子
生年月日	昭和 51年 1月 1日

上記のものは、地方税法第295条の規定により令和8年度の市町村長税・都道府県長税は非課税であることを証明します

延票123456789号 令和 8年 6月 1日  
東京都千代田区区长 山田 一郎

2. 所得割が0円になっている 令和8年度の 課税証明書

※ふたり親の場合は、ふたり分を提出してください。

**令和8年度 住民税(市・都民税) 課税証明書**

住所	東京都千代田区内神田2-8-4		
氏名	山田 一郎		
令和7年分	課税標準額	所得割額	均等割額
	0円	0円	0円
令和8年分	課税標準額	所得割額	均等割額
	0円	0円	0円

給与所得	0円	社会保険料控除	〇〇円	控除対象配偶者の有無	無
以下余白		基礎控除	〇〇円	一般	0人
		以下余白		特定	0人
				老人	0人
				(うち同居老親)	0人
				普通障害	0人
				特別障害	0人
				(うち同居特等)	0人
				16歳未満の扶養親族	1人
収入控除合計	0円	所得控除合計	〇〇円		

上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 8年 6月 1日 東京都千代田区区长

3. 令和8年(2026年)度の 特別市民税・県民税

特別徴収税額の 決定通知書

※ふたり親の場合は、ふたり分を提出してください。

**令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書**

**みほん**

給与収入		主たる給与以外の給与		常勤	非常勤	パート	臨時	派遣	その他
給与控除		給与所得							
その他の所得		所得区分							
		総所得金額							
社会保険料		配偶者特別							
小規模企業共済		扶養							
生命保険料		基礎							
地震保険料		特別							
地・海・火・動		障害費							
配偶者		所得控除合計							

(概要)

市民税	特別徴収税額	決定額	決定日
県民税	特別徴収税額	決定額	決定日
市民税	均等割額	決定額	決定日
県民税	均等割額	決定額	決定日
市民税	特別徴収税額	決定額	決定日
県民税	特別徴収税額	決定額	決定日
市民税	特別徴収税額	決定額	決定日
県民税	特別徴収税額	決定額	決定日
市民税	特別徴収税額	決定額	決定日
県民税	特別徴収税額	決定額	決定日

令和 8年 6月 10日

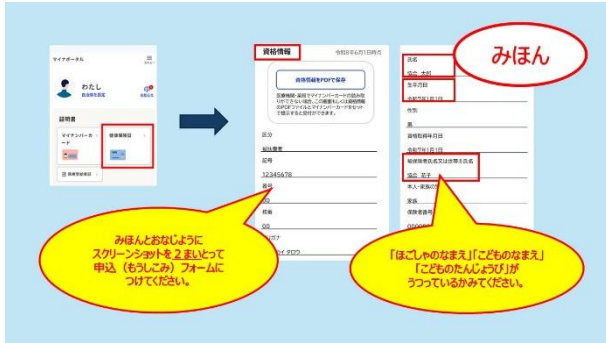
**自治体印**

**みほん**

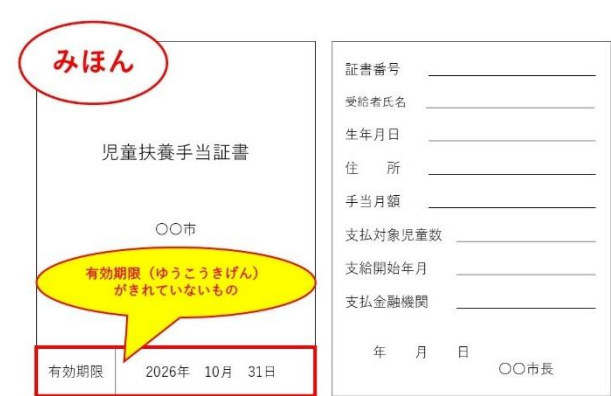
B(①-④どれか1つ)

1. 子どもの医療保険の資格情報

※ひとり分で大丈夫です。



3. 有効期限内の一部支給の児童扶養手当証書



2. 保護者の名前が書いてある子どもの医療証

※ひとり分で大丈夫です。

医療証	
負担者番号	9 8 7 6 5 4 3 2
受給者番号	1 2 3 4 5 6 7
子 の 氏 名	山田 花子
生年月日	2025年 1月 1日
住 所	〒 XXX-XXXX 〇〇県〇〇市〇〇区 〇〇町1丁目2-3
保 護 者 氏 名	山田 太郎
有効期限	2026年4月1日から 2027年3月31日まで
	〇 〇 県
	〇 〇 市 長
交付年月日	2026年 4 月 1 日

4. 保護者の名前が書いてある子どもの健康保険の資格確認書

※ひとり分で大丈夫です。



●なにが とどきますか

ひとつの家族に 食べ物や 文房具と、学校にかかわる お金について 使える制度などの 情報を とどけます。中身は かわることがあります。1家族1箱です。

- (1) 食べもの (お米、レトルト食品、飲みもの、お菓子など)
- (2) 文房具
- (3) 学校にかかわるお金について 使える制度などの 役に立つ情報

●もうしこみをする 期間はいつですか

2026年6月1日(月ようび)(正午) から 6月18日(木ようび)(正午)まで

●どのように もうしこみますか

下のもうしこみフォームでもうしこんでください。

<https://43bc8518.form.kintoneapp.com/public/26scj4app>

※もうしこみ フォームの入力が 難しいときは、問い合わせてください。

## ●いつ とどきますか

なつやすみ分は、7月の なかごろから おわりごろに 届きます。

ふゆやすみ分は、12月の はじめごろから なかごろに 届きます。

## 【問い合わせ先】

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 「子どもの食 応援ボックス」担当

問い合わせフォーム：<https://43bc8518.form.kintoneapp.com/public/26scj4inq>

※日本語と 英語以外の お問い合わせは、お返事に 時間が かかることがあります。

## 【個人情報の保護について】

みなさんに 書いてもらう 住所や 名前などの 個人情報は、ボックスを 送ったり、アンケートを 送ったり、役に立つ 情報を 送ったり するために 使います。ボックスを 送ったり、翻訳をしたり、データを まとめるために 個人情報を 他の会社に わたすことが ありますが、他の会社も、みなさんの 個人を 守ってもらい、作業が 終わったら データも 消してもらいます。みなさんの 許可なく、それ以外の 人や会社に、個人情報を わたすことは ありません。みなさんに 書いてもらう 内容は、だれが 書いたか わからないようにして 活動の報告や、政府への 提言に 使うことが あります。セーブ・ザ・チルドレンの プライバシーポリシーは [こちら](#)をご覧ください。